

## ⑦ 同一建物に居住する利用者への訪問看護の評価の見直し

### 第1 基本的な考え方

訪問看護基本療養費（Ⅱ）等やその加算について、1月当たりの訪問日数や建物内の訪問看護実施人数等に応じたきめ細かな評価に見直す。

### 第2 具体的な内容

1. 訪問看護基本療養費（Ⅱ）等について、1月当たりの訪問日数や同一建物に居住する利用者の人数に応じたきめ細かな評価に見直す。
2. 訪問看護基本療養費（Ⅱ）等を算定する場合に、以下の規定を設ける。
  - （1）適切な時間の指定訪問看護を実施したうえでその時間を訪問看護記録書に記載すること。
  - （2）この場合の適切な指定訪問看護の時間とは、30分以上を標準とし、20分を下回るものは訪問看護基本療養費（Ⅱ）及びその加算等を算定できないこと。
  - （3）前回提供した訪問看護の終了から2時間未満の間隔で、提供時間が20分以上30分未満の指定訪問看護を行う場合（緊急に指定訪問看護を行う場合を除く。）は、それぞれの所要時間を合算して1回とする。
3. 訪問看護基本療養費（Ⅱ）等の算定要件における同一建物について、同一敷地内の建物も同一建物とする規定に見直しを行う。

改 定 案	現 行
<p>【訪問看護基本療養費（Ⅱ）】 [算定要件]</p> <p>2 訪問看護基本療養費（Ⅱ） イ 保健師、助産師又は看護師による場合（ハを除く。）</p> <p>（1） 同一日に2人</p> <p>① 週3日目まで 5,550円</p> <p>② 週4日目以降 6,550円</p> <p>（2） 同一日に3人以上<u>9人</u>以下</p>	<p>【訪問看護基本療養費（Ⅱ）】 [算定要件]</p> <p>2 訪問看護基本療養費（Ⅱ） イ 保健師、助産師又は看護師による場合（ハを除く。）</p> <p>（1） 同一日に2人</p> <p>① 週3日目まで 5,550円</p> <p>② 週4日目以降 6,550円</p> <p>（2） 同一日に3人以上</p>

① 週3日目まで <u>2,780円</u>	① 週3日目まで <u>2,780円</u>
② 週4日目以降 <u>3,280円</u>	② 週4日目以降 <u>3,280円</u>
(3) 同一日に10人以上19人以下	(新設)
① 1月当たり20日目まで <u>2,760円</u>	
② 1月当たり21日目以降 <u>2,660円</u>	
(4) 同一日に20人以上49人以下	(新設)
① 1月当たり20日目まで <u>2,710円</u>	
② 1月当たり21日目以降 <u>2,610円</u>	
(5) 同一日に50人以上	(新設)
① 1月当たり20日目まで <u>2,610円</u>	
② 1月当たり21日目以降 <u>2,510円</u>	
ロ 准看護師による場合	ロ 准看護師による場合
(1) 同一日に2人	(1) 同一日に2人
① 週3日目まで 5,050円	① 週3日目まで 5,050円
② 週4日目以降 6,050円	② 週4日目以降 6,050円
(2) 同一日に3人以上9人以下	(2) 同一日に3人以上
① 週3日目まで <u>2,530円</u>	① 週3日目まで <u>2,530円</u>
② 週4日目以降 <u>3,030円</u>	② 週4日目以降 <u>3,030円</u>
(3) 同一日に10人以上19人以下	(新設)
① 1月当たり20日目まで <u>2,520円</u>	
② 1月当たり21日目以降 <u>2,420円</u>	
(4) 同一日に20人以上49人以下	(新設)
① 1月当たり20日目まで <u>2,470円</u>	
② 1月当たり21日目以降 <u>2,370円</u>	
(5) 同一日に50人以上	(新設)
① 1月当たり20日目まで <u>2,370円</u>	
② 1月当たり21日目以降 <u>2,270円</u>	
ハ (略)	ハ (略)
ニ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	ニ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合
(1) 同一日に2人 5,550円	(1) 同一日に2人 5,550円
(2) 同一日に3人以上9人以下 <u>2,780円</u>	(2) 同一日に3人以上 <u>2,780円</u>

<p>(3) <u>同一日に10人以上19人以下</u></p> <p>① <u>1月当たり20日目まで</u> 2,760円</p> <p>② <u>1月当たり21日目以降</u> 2,660円</p> <p>(4) <u>同一日に20人以上49人以下</u></p> <p>① <u>1月当たり20日目まで</u> 2,710円</p> <p>② <u>1月当たり21日目以降</u> 2,610円</p> <p>(5) <u>同一日に50人以上</u></p> <p>① <u>1月当たり20日目まで</u> 2,610円</p> <p>② <u>1月当たり21日目以降</u> 2,510円</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>注1・2 (略)</p> <p>3 2 (ハを除く。)については、<u>指定訪問看護を受けようとする者であって、同一建物居住者(当該者と同一の建物又は同一の敷地内の建物に居住する他の者に対して当該訪問看護ステーションが同一日に指定訪問看護を行う場合の当該者をいう。以下同じ。)</u>であるものに対して、その主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行った場合に、利用者1人につき、訪問看護基本療養費(Ⅰ)(ハを除く。)並びに区分番号01-2の精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)及び(Ⅲ)を算定する日と合わせて週3日を限度(注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対する場合を除く。)として算定する。なお、<u>2(ハを除く。)については、訪問看護療養費を算定するに適切な時間の指定訪問看護を実施したうえで、それを訪問看護記録書に記載し算定する。この場合の適切な時間の指定訪問看護とは、30分以上を標準とし、20分を下回らないものであること。</u></p>	<p>注1・2 (略)</p> <p>3 2 (ハを除く。)については、<u>指定訪問看護を受けようとする者であって、同一建物居住者(当該者と同一の建物に居住する他の者に対して当該訪問看護ステーションが同一日に指定訪問看護を行う場合の当該者をいう。以下同じ。)</u>であるものに対して、その主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行った場合に、利用者1人につき、訪問看護基本療養費(Ⅰ)(ハを除く。)並びに区分番号01-2の精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)及び(Ⅲ)を算定する日と合わせて週3日を限度(注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対する場合を除く。)として算定する。</p>

4～6 (略)	4～6 (略)
※ <u>同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)及び精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)についても同様。</u>	

4. 難病等複数回訪問加算、夜間・早朝訪問看護加算及び深夜訪問看護加算について、頻回の訪問看護を必要とする利用者に、高齢者住まい等に併設・隣接する訪問看護ステーションにおいて24時間体制で対応を行う場合については別の評価を設ける(Ⅱ-5-2⑧包括型訪問看護療養費の新設を参照)とともに、その他の場合については、同一建物居住者に同一日に当該加算を算定している人数及び1月当たりの当該加算の算定日数に応じた評価に見直す。
5. 複数名訪問看護加算及び複数名精神科訪問看護加算について、同一建物居住者に同一日に当該加算を算定している人数に応じた評価に見直す。

改 定 案	現 行
<p>【難病等複数回訪問加算】 [算定要件]</p> <p>7 1及び2(いずれもハを除く。)については、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者又は注6に規定する特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者に対して、必要に応じて1日に2回又は3回以上指定訪問看護を行った場合は、難病等複数回訪問加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定額に加算する。<u>同一建物居住者に対し、当該加算又は精神科複数回訪問加算を算定すべき指定訪問看護を行った場合は、これらの加算を同一日に算定する利用者の合計人数に応じて、1日につき、いずれかを所定額に加算する。</u></p> <p>イ 1日に2回の場合  (1) 同一建物内1人又は2人  <div style="text-align: right;">4,500円</div> (2) 同一建物内3人以上<u>9人</u>以下</p>	<p>【難病等複数回訪問加算】 [算定要件]</p> <p>7 1及び2(いずれもハを除く。)については、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者又は注6に規定する特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者に対して、必要に応じて1日に2回又は3回以上指定訪問看護を行った場合は、難病等複数回訪問加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定額に加算する。</p> <p>イ 1日に2回の場合  (1) 同一建物内1人又は2人  <div style="text-align: right;">4,500円</div> (2) 同一建物内3人以上  <div style="text-align: right;">4,000円</div></p>

<p>(3) <u>4,000 円</u> 同一建物内 10 人以上 19 人以下</p>	(新設)
<p>(4) <u>3,700 円</u> 同一建物内 20 人以上 49 人以下</p>	(新設)
<p>(5) <u>3,500 円</u> 同一建物内 50 人以上</p>	(新設)
<p>□ 1 日に 3 回以上の場合</p>	□ 1 日に 3 回以上の場合
<p>(1) 同一建物内 1 人又は 2 人</p>	(1) 同一建物内 1 人又は 2 人
<p>8,000 円</p>	8,000 円
<p>(2) 同一建物内 3 人以上 9 人以下</p>	(2) 同一建物内 3 人以上
<p>① <u>7,200 円</u> 1 月当たり 20 日目まで</p>	(新設)
<p>② <u>6,900 円</u> 1 月当たり 21 日目以降</p>	(新設)
<p>(3) 同一建物内 10 人以上 19 人以下</p>	(新設)
<p>① <u>6,300 円</u> 1 月当たり 20 日目まで</p>	
<p>② <u>5,200 円</u> 1 月当たり 21 日目以降</p>	
<p>(4) 同一建物内 20 人以上 49 人以下</p>	(新設)
<p>① <u>4,800 円</u> 1 月当たり 20 日目まで</p>	
<p>② <u>3,500 円</u> 1 月当たり 21 日目以降</p>	
<p>(5) 同一建物内 50 人以上</p>	(新設)
<p>① <u>4,100 円</u> 1 月当たり 20 日目まで</p>	
<p>② <u>3,000 円</u> 1 月当たり 21 日目以降</p>	
<p>8～11 (略)</p>	8～11 (略)
<p>※ <u>同一建物居住者訪問看護・指導料の難病等複数回訪問加算、精神科訪問看護基本療養費の精神科複数回訪問加算及び精神科訪問看護・指導料の精神科複数回訪問加算についても同様。</u></p>	
<p>【複数名訪問看護加算】 [算定要件] 注 12 1 及び 2 (いずれもハを除く。) については、同時に複数</p>	<p>【複数名訪問看護加算】 [算定要件] 注 12 1 及び 2 (いずれもハを除く。) については、同時に複数</p>

の看護師等又は看護補助者による指定訪問看護が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対し、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）が、当該訪問看護ステーションの他の看護師等又は看護補助者（以下「その他職員」という。）と同時に指定訪問看護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得て、指定訪問看護を行った場合には、複数名訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定額に加算する。ただし、イ又はロの場合にあっては週1日を、ハの場合にあっては週3日を限度として算定する。

イ 所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が他の看護師等（准看護師を除く。）と同時に指定訪問看護を行う場合

- (1) 同一建物内1人又は2人  
4,500円
- (2) 同一建物内3人以上9人以下  
4,000円
- (3) 同一建物内10人以上19人以下  
3,400円
- (4) 同一建物内20人以上49人以下  
3,000円
- (5) 同一建物内50人以上  
2,700円

ロ 所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が他の准看護師と同時に指定訪問看護を行う場合

- (1) 同一建物内1人又は2人  
3,800円
- (2) 同一建物内3人以上9人以下  
3,400円
- (3) 同一建物内10人以上19人以下

の看護師等又は看護補助者による指定訪問看護が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対し、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）が、当該訪問看護ステーションの他の看護師等又は看護補助者（以下「その他職員」という。）と同時に指定訪問看護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得て、指定訪問看護を行った場合には、複数名訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定額に加算する。ただし、イ又はロの場合にあっては週1日を、ハの場合にあっては週3日を限度として算定する。

イ 所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が他の看護師等（准看護師を除く。）と同時に指定訪問看護を行う場合

- (1) 同一建物内1人又は2人  
4,500円
- (2) 同一建物内3人以上  
4,000円

(新設)

(新設)

(新設)

ロ 所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が他の准看護師と同時に指定訪問看護を行う場合

- (1) 同一建物内1人又は2人  
3,800円
- (2) 同一建物内3人以上  
3,400円

(新設)

<p style="text-align: right;"><u>2,800 円</u></p> <p>(4) <u>同一建物内 20 人以上</u> <u>49 人以下</u></p> <p style="text-align: right;"><u>2,500 円</u></p> <p>(5) <u>同一建物内 50 人以上</u> <u>99 人以下</u></p> <p>ハ 所定額を算定する指定訪問 看護を行う看護職員がその他 職員と同時に指定訪問看護を 行う場合（別に厚生労働大臣 が定める場合を除く。）</p> <p>(1) 同一建物内 1 人又は 2 人 3,000 円</p> <p>(2) 同一建物内 3 人以上 <u>9</u> <u>人</u>以下</p> <p style="text-align: right;"><u>2,700 円</u></p> <p>(3) <u>同一建物内 10 人以上</u> <u>19 人以下</u></p> <p style="text-align: right;"><u>2,100 円</u></p> <p>(4) <u>同一建物内 20 人以上</u> <u>49 人以下</u></p> <p style="text-align: right;"><u>1,900 円</u></p> <p>(5) <u>同一建物内 50 人以上</u> <u>99 人以下</u></p> <p>ニ 所定額を算定する指定訪問 看護を行う看護職員がその他 職員と同時に指定訪問看護を 行う場合（別に厚生労働大臣 が定める場合に限る。）</p> <p>(1) 1 日に 1 回の場合</p> <p>① 同一建物内 1 人又は 2 人 3,000 円</p> <p>② 同一建物内 3 人以上 <u>9</u> <u>人</u>以下</p> <p style="text-align: right;"><u>2,700 円</u></p> <p>③ <u>同一建物内 10 人以上</u> <u>19 人以下</u></p> <p style="text-align: right;"><u>2,100 円</u></p> <p>④ <u>同一建物内 20 人以上 49</u> <u>人</u>以下</p> <p style="text-align: right;"><u>1,900 円</u></p> <p>⑤ <u>同一建物内 50 人以上</u> <u>99 人以下</u></p> <p style="text-align: right;"><u>1,600 円</u></p> <p>(2) 1 日に 2 回の場合</p> <p>① 同一建物内 1 人又は 2 人 6,000 円</p> <p>② 同一建物内 3 人以上 <u>9</u> <u>人</u>以下</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ハ 所定額を算定する指定訪問 看護を行う看護職員がその他 職員と同時に指定訪問看護を 行う場合（別に厚生労働大臣 が定める場合を除く。）</p> <p>(1) 同一建物内 1 人又は 2 人 3,000 円</p> <p>(2) 同一建物内 3 人以上 <u>2,700 円</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ニ 所定額を算定する指定訪問 看護を行う看護職員がその他 職員と同時に指定訪問看護を 行う場合（別に厚生労働大臣 が定める場合に限る。）</p> <p>(1) 1 日に 1 回の場合</p> <p>① 同一建物内 1 人又は 2 人 3,000 円</p> <p>② 同一建物内 3 人以上 <u>2,700 円</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 1 日に 2 回の場合</p> <p>① 同一建物内 1 人又は 2 人 6,000 円</p> <p>② 同一建物内 3 人以上 <u>5,400 円</u></p> <p>(新設)</p>
--	--

5,400 円	(新設)
③ 同一建物内 10 人以上 19 人以下	
3,800 円	(新設)
④ 同一建物内 20 人以上 49 人以下	
3,450 円	(3) 1日に3回以上の場合
⑤ 同一建物内 50 人以上	① 同一建物内 1 人又は 2 人
3,300 円	10,000 円
(3) 1日に3回以上の場合	② 同一建物内 3 人以上
① 同一建物内 1 人又は 2 人	9,000 円
10,000 円	(新設)
② 同一建物内 3 人以上 9 人以下	
9,000 円	(新設)
③ 同一建物内 10 人以上 19 人以下	
5,500 円	(新設)
④ 同一建物内 20 人以上 49 人以下	
4,800 円	(新設)
⑤ 同一建物内 50 人以上	
4,500 円	
<p>※ <u>同一建物居住者訪問看護・指導料の複数名訪問看護・指導加算、精神科訪問看護基本療養費の複数名精神科訪問看護加算及び精神科訪問看護・指導料の複数名精神科訪問看護・指導加算についても同様。</u></p>	
<p>【夜間・早朝訪問看護加算、深夜訪問看護加算】</p>	
<p>[算定要件]</p>	
<p>注 13 1 (ハを除く。)については、夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。以下同じ。)に指定訪問看護を行った場合は、夜間・早朝訪問看護加算として2,100円を所定額に加算する。</p>	
<p>2 (ハを除く。)については、同一建物において、当該加算を同一日に算定する利用者の人数及び当該利用者における当該加算の1月当たりの算定日数</p>	
<p>【夜間・早朝訪問看護加算、深夜訪問看護加算】</p>	
<p>[算定要件]</p>	
<p>注 13 1 及び 2 (いずれもハを除く。)については、夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。以下同じ。)に指定訪問看護を行った場合は、夜間・早朝訪問看護加算として2,100円を所定額に加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。)に指定訪問看護を行った場合は、深夜訪問看護加算として4,200円を所定額に加算する。</p>	

<u>に</u> 応じて、次に掲げる区分に従い、1日につき所定額に加算する。	(新設)
イ <u>同一建物内2人</u> 2,100円	(新設)
ロ <u>同一建物内3人以上9人以下</u> (1) <u>1月当たり15日目まで</u> 2,100円 (2) <u>1月当たり16日目以降</u> 1,900円	(新設)
ハ <u>同一建物内10人以上19人以下</u> (1) <u>1月当たり15日目まで</u> 1,800円 (2) <u>1月当たり16日目以降</u> 1,300円	(新設)
ニ <u>同一建物内20人以上49人以下</u> (1) <u>1月当たり15日目まで</u> 1,200円 (2) <u>1月当たり16日目以降</u> 950円	(新設)
ホ <u>同一建物内50人以上</u> (1) <u>1月当たり15日目まで</u> 1,000円 (2) <u>1月当たり16日目以降</u> 800円	(新設)
14 <u>1 (ハを除く。)</u> について は、 <u>深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。)</u> に指定訪問看護を行った場合は、 <u>深夜訪問看護加算として4,200円を所定額に加算する。</u> <u>2 (ハを除く。)</u> について は、 <u>同一建物において、当該加算を同一日に算定する利用者の人数及び当該利用者における当該加算の1月当たり算定日数に応じて、次に掲げる区分に従い、1日につき所定額に加算する。</u>	
イ <u>同一建物内2人</u> 4,200円	
ロ <u>同一建物内3人以上9人以下</u> (1) <u>1月当たり15日目まで</u> 4,200円	

(2) 1月当たり16日目以降  
4,000円

ハ 同一建物内10人以上19人  
以下

(1) 1月当たり15日目まで  
3,900円

(2) 1月当たり16日目以降  
2,300円

ニ 同一建物内20人以上49人  
以下

(1) 1月当たり15日目まで  
2,100円

(2) 1月当たり16日目以降  
1,500円

ホ 同一建物内50人以上

(1) 1月当たり15日目まで  
1,800円

(2) 1月当たり16日目以降  
1,300円

15 (略)

※ 同一建物居住者訪問看護・指導料の夜間・早朝訪問看護加算及び深夜訪問看護加算、精神科訪問看護基本療養費の夜間・早朝訪問看護加算及び深夜訪問看護加算、精神科訪問看護・指導料の夜間・早朝訪問看護加算及び深夜訪問看護加算についても同様。

14 (略)

## ⑧ 包括型訪問看護療養費の新設

### 第1 基本的な考え方

高齢者住まい等に併設・隣接する訪問看護ステーションは、居住者に短時間で頻回の訪問看護を効率的に実施できることを踏まえ、訪問看護療養費に、包括で評価する体系を新設する。

### 第2 具体的な内容

高齢者住まい等に併設・隣接する訪問看護ステーションが、当該住まいに居住する利用者（特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者、同別表第8に掲げる者に該当する利用者又は特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者に限る。）に対して、24時間体制で計画的又は随時の対応による頻回の訪問看護を行った場合の1日当たりで算定する包括型訪問看護療養費を新設する。

(新)	<u>04</u>	<u>包括型訪問看護療養費(1日につき)</u>	
	<u>1</u>	<u>単一建物居住利用者が20人未満の場合</u>	
		<u>イ</u>	<u>訪問看護時間が30分以上60分未満</u> 7,000円
		<u>ロ</u>	<u>訪問看護時間が60分以上90分未満</u> 11,000円
		<u>ハ</u>	<u>訪問看護時間が90分以上</u> 14,000円
		<u>ニ</u>	<u>訪問看護時間が90分以上で別に厚生労働大臣が定める場合</u> 15,500円
	<u>2</u>	<u>単一建物居住利用者が20人以上50人未満の場合</u>	
		<u>イ</u>	<u>訪問看護時間が30分以上60分未満</u> 6,300円
		<u>ロ</u>	<u>訪問看護時間が60分以上90分未満</u> 9,900円
		<u>ハ</u>	<u>訪問看護時間が90分以上</u> 13,720円
		<u>ニ</u>	<u>訪問看護時間が90分以上で別に厚生労働大臣が定める場合</u> 15,190円
	<u>3</u>	<u>単一建物居住利用者が50人以上の場合</u>	
		<u>イ</u>	<u>訪問看護時間が30分以上60分未満</u> 5,950円
		<u>ロ</u>	<u>訪問看護時間が60分以上90分未満</u> 9,350円
		<u>ハ</u>	<u>訪問看護時間が90分以上</u> 13,440円
		<u>ニ</u>	<u>訪問看護時間が90分以上で別に厚生労働大臣が定める場合</u> 14,880円

[算定要件]

- (1) 包括型訪問看護療養費については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、包括型訪問看護療養費を算定する建物として届出を行った建物に居住する、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者の同意を得て、その主治医（保険医療機関の保険医又は介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）若しくは同条第29項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）の医師に限る。以下この区分番号において同じ。）から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、24時間の対応体制で、計画的又は随時の対応による頻回の指定訪問看護を行った場合に、利用者1人につき、1日当たりの訪問時間及び単一建物に居住する利用者の人数に従い、いずれかを算定する。
- (2) 訪問看護時間は、1日に行った複数回の指定訪問看護において実際に看護を提供した時間を合算して算出する。
- (3) 算定に当たっては、日中及び夜間帯（午後6時から午前8時までをいう。）に少なくともそれぞれ1回ずつの指定訪問看護を行う必要があること。また、指定訪問看護の実施時間が1日当たり60分以上である場合には、1日当たり3回以上の訪問看護を実施すること。
- (4) 指定訪問看護の実施においては、1日に1回以上、看護職員（准看護師を除く。）によるものが含まれること。また、訪問看護ステーションの管理者又は包括型訪問看護療養費を算定する日の指定訪問看護に関する責任を担う看護職員（准看護師を除く。）が、訪問看護計画書について、1日に1回以上の確認を行い、必要時見直しを行うこと。
- (5) 包括型訪問看護療養費を算定すると届出を行った建物に居住する、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して、1日に2回以上の指定訪問看護を行う場合については、包括型訪問看護療養費以外の訪問看護基本療養費等は算定できない。
- (6) 届出を行った建物に居住する別に厚生労働大臣が定める者に該当しない利用者に指定訪問看護を行った場合は、訪問看護基本療養費（Ⅱ）等を算定する。
- (7) 訪問看護計画書及び訪問看護記録書は電子的方法によって記録すること。また、実施した指定訪問看護の内容及び実施時間を訪問看護記録書に記載すること。
- (8) 当該所定額を算定する場合にあっては、同一日に訪問看護基本療養費（訪問看護基本療養費（Ⅰ）及び（Ⅱ）のハを除く。）、精神科訪問看護基本療養費、難病等複数回訪問加算、複数名訪問看護加算、夜間・早朝訪問看護加算、深夜訪問看護加算、複数名精神科訪問看護加算、精神科複数回訪問加算、訪問看護管理療養費及び24時間対

応体制加算は、別に算定できない。

なお、緊急訪問看護加算及び精神科緊急訪問看護加算については、別に厚生労働大臣が定める場合を除き、当該所定額と別に算定することができる。

[訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等告示]

第二 指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等

三 包括型訪問看護療養費の注1、注5及び注6に規定する厚生労働大臣が定める者

次のいずれかに該当する者

- (1) 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者
- (2) 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者
- (3) 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者

四 包括型訪問看護療養費の1の二、2の二及び3の二に規定する厚生労働大臣が定める場合

包括型訪問看護療養費の注1に規定する厚生労働大臣が定める者に、訪問看護ステーションが緊急時において即時に適切な指定訪問看護が実施できる体制があり、かつ、当該訪問看護ステーションが指定訪問看護を実施し、包括型訪問看護療養費を算定する利用者全員における訪問看護の実施時間の1日当たりの平均が120分以上である場合

[施設基準]

- (1) 高齢者向け住まい等に併設又は隣接する訪問看護ステーションであること。
- (2) 届出時に、訪問看護ステーションが併設又は隣接する高齢者向け住まい等の建物であって、包括型訪問看護療養費を算定する利用者が居住する建物を訪問看護ステーションにつき1か所指定し、その建物を単位として指定訪問看護を行うものであること。
- (3) 包括型訪問看護療養費の届出は訪問看護ステーションごとに行う必要があり、建物に訪問看護ステーションのサテライトのみが併設又は隣接している場合には届出を行うことはできない。ただし、包括型訪問看護療養費を届け出た訪問看護ステーションが、当該建物以外の場所にサテライトを設置し、そのサテライトから建物に居住していない他の利用者へ包括型訪問看護療養費を算定しない指定訪問看護を実施することは差し支えない。
- (4) 医療安全及び衛生管理に関する組織的な取り組みを行っていること。
- (5) 合同の研修及び事例検討会等の地域の保険医療機関又は訪問看護ステーションとの連携について相当な実績を有すること。
- (6) 厚生労働大臣が実施する次の調査に適切に参加すること。

- ①包括型訪問看護療養費を算定する利用者の状態や指定訪問看護の実施状況等について毎年実施される調査
  - ②中央社会保険医療協議会の要請に基づき、①の調査を補完することを目的として随時実施される調査
- (7) 指定訪問看護に係る記録は電子的に行うこと。
  - (8) 看護職員等については、包括型訪問看護療養費を算定する利用者及び同一建物に居住する他の利用者であって訪問看護基本療養費（Ⅱ）等を算定する利用者において、それぞれの算定要件を満たす訪問看護を実施するに十分な配置を行うこと。
  - (9) 包括型訪問看護療養費の1、2及び3のハ又はニを算定する利用者に対しては、当該訪問看護ステーションにおいて、夜間帯（午後6時から午前8時までをいう。）の対応を行う看護職員の数は、常時1名以上（ただし、当該訪問看護ステーションにおいて1、2及び3のハ又はニを算定する利用者の数の合計が31以上80以下の場合には2以上、81以上の場合50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上）、当該建物において、計画的な指定訪問看護を実施しているか、随時の指定訪問看護に対応出来る状況で勤務していること。
  - (10) 夜間の対応を行う看護職員においては、包括型訪問看護療養費を算定する利用者への指定訪問看護の実施に影響を与えない範囲であれば、建物内の包括型訪問看護療養費を算定しない他の利用者への指定訪問看護に従事することも可能であるが、建物外の利用者への指定訪問看護の実施等との兼務はできない。
  - (11) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

[経過措置]

- (1) 施設基準の（5）に規定する地域の保険医療機関等との連携に関する相当な実績は、令和9年5月31日までの間に限り基準に該当するものとみなす。